



限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付手続きについて

限度額適用認定証および標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。認定証を利用されるかたはお早めに認定証の交付手続きをしてください。

また、現在お持ちの認定証の有効期限は平成22年7月31日までとなっていますので、今後も認定証を利用されるかたは更新の手続きが必要です。

手続きに必要なもの 国民健康保険証、世帯主の認印、認定証の更新をするかたは現在お持ちの認定証
 手続き場所 国保年金課（市役所本館1階7番窓口）

※初めて認定証の交付を受けるかたは、入院が決まり次第手続きをお願いします。

なお、更新の手続きをするかたは8月31日(火)までに手続きをお願いします。

※入院した月内に医療機関の窓口で認定証を提示しないと適用されませんので、お早めに交付手続きをしてください。

問い合わせ先 国保年金課国保給付係（☎③5111内線236）

■限度額適用認定証とは

70歳未満のかたが対象で、限度額の区分を証明したものです。国民健康保険税を滞納しているかたには交付できません。

入院費の限度額（1月当たり）

区分	限度額
A 上位所得世帯	150,000円 + [(総医療費 - 500,000円) × 0.01] (83,400円)
B 一般世帯	80,100円 + [(総医療費 - 267,000円) × 0.01] (44,400円)
C 市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

※（ ）は年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額です。

■標準負担額減額認定証とは

年齢を問わず、市民税非課税世帯のかたが対象で、入院時の食事代の負担額を証明したものです。

入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

区分		負担額	
上位所得者および一般世帯		260円	
市民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
		90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	申請により 160円
	低所得者Ⅰ	100円	

※低所得者Ⅱは世帯員全員が市民税非課税のかたです。

※低所得者Ⅰは世帯員全員が市民税非課税で世帯全員の各所得金額（年金の所得は控除額80万円として計算）がすべて0円のかたです。

公用車を売り払います

次のとおり一般競争入札（せり売り）により公用車を売り払います。

入札説明書など 入札に関する詳細は財政課窓口で配付しています。また、市ホームページでもご覧になれます。

入札参加申請期間 8月2日(月)～18日(水)まで
 ※事前の申し込みが必要です。

入札日時・場所 8月20日(金) 午前9時30分
 市役所新館4階第4会議室

申し込み先 財政課契約検査係
 (☎③5111内線236)



売り払い対象物品 公用車28台

物品番号	車名	初年度登録	車検満了日
1	三菱 パジェロほか22台	-	-
2	トヨタ ハイラックス	平成5年5月	平成21年6月6日
3	トヨタ ランドクルーザー	昭和63年5月	平成22年7月21日
4	三菱 ローザ	平成1年3月	平成21年7月30日
5	日野 マイクロバス	平成5年5月	平成22年6月22日
6	いすゞ ジャーニー-K	平成9年9月	平成22年8月21日